香南香美衛生組合 職員募集

香南香美衛生組合では、令和6年度に採用する技術職の職員を募集します。

【採用人数】
1名（施設の運転管理）

【受験資格】
・平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、高等学校の電気科、機械科もしくはこれに相当する課程を卒業した方、もしくは令和6年3月31日までに卒業見込みの方。電気工事業者、産業機械の整備業者等で実務経験のある方。
※第二種電気工事資格を取得または取得見込みの方に限る。
・普通自動車運転免許取得者または取得見込みの方。
※AT限定不可。

【採用予定日】
令和6年4月1日以降

【試験日】11月26日（日）

【申込期間】
10月10日(火)〜10月23日(月)
※土・日・祝日を除く

【申込書配布場所】
香南香美衛生組合
香美市役所総務課
香南市役所総務課
※詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ・申込先】
香南香美衛生組合総務課
香南市野市町深渕808
☎56・0141

価格高騰による緊急支援給付金

電力・ガス・食料品等の価格高騰を受けて、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯）に対して、1世帯あたり3万円を給付します。

【申請方法等】
①給付金支給のおしらせが届いた方
手続き不要です。9月25日(月)に給付金を既に振り込んでいます。
②支給要件確認書が届いた方
確認項目に該当する方のみ対象となります。書類の返送が必要です。締切は11月20日(月)です。
③8月26日以降に修正申告をされて市町村民税に変更がある場合は、新たに給付対象になる、もしくは給付対象外となることがありますので、ご連絡ください。

【問い合わせ先】福祉事務所社会福祉班 ☎53・3117
※給付金の対象か否かは本人確認の都合上、電話ではお答えできません。窓口に本人確認書類をご持参のうえ世帯主の方が来庁してください。

遺言と相続登記に関する講演会

来年4月からは相続登記の申請が義務化され、これを怠ったときには過料が科される場合があるなど、皆さんに知っておいてもらいたい法律の改正があります。
そこで、その分野の専門家である公証人、司法書士及び法務局職員から説明する機会を設けました。ぜひ、ご参加ください。

【日時】11月20日(月)
13時30分〜16時35分
【場所】高知地方法務局本局・香美支局
【参加費】無料 **※要事前予約**
【問い合わせ先】
高知地方法務局総務課
☎088・822・3335

森林経営管理制度に基づく意向調査を知っていますか？

意向調査（アンケート）は、国の制度に基づいて市町村が森林所有者の方に所有森林の経営や管理の方針をお伺いし、地域の森林の適切な管理方法を検討するために実施されるものです。
意向調査をきっかけに手入れがなされていない森林の整備が進むことで、下に示すような森林の有する多面的機能が発揮されます。
※調査は一度に香美市の全域で実施されるものではありません。
また、検討の結果、一部の森林では調査や整備が実施されない場合があります。
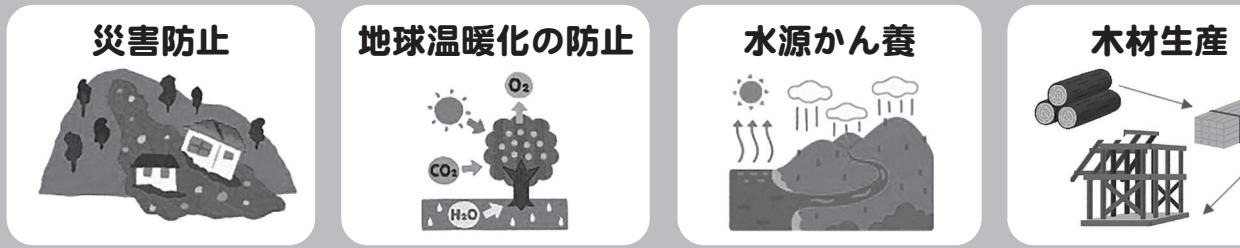
災害防止
地球温暖化の防止
水源かん養
木材生産
【問い合わせ先】 農林課林政班 ☎0887-52-9283

10月は3R(スリーアール)推進月間

3Rとは、次の3つの語の頭文字をとった言葉です。
・ごみを減らすReduce（リデュース）
・再使用Reuse（リユース）
・再生利用Recycle（リサイクル）
毎年10月は環境省が定める『3R推進月間』となっています。
この機会に資源消費や環境負荷の少ない『循環型社会』のために、限りある資源の大切さを改めて認識し、ペットボトルではなく水筒を持ち歩く、買い物にはエコバックを持っていくなど環境のために私たちができることから始めていきましょう。

【問い合わせ先】
環境課☎53・1063

10月は食品ロス削減月間

日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる『食品ロス』は年間523万トンです。これは、毎日1人当たりおにぎり約1個分の食材を無駄にしていることになります。食品ロス削減推進法では、10月を『食品ロス削減月間』とし、同月30日を『食品ロス削減の日』と規定しています。
食品ロスを減らすためには、みんなが「もったいない」を意識して行動することです。買い物の際は使い切れる分だけ買って食べきる等、私たち一人ひとりができることから始めてみましょう。

【問い合わせ先】
環境課
☎53・1063

浄化槽の点検・清掃・検査をお願いします

毎年10月1日は**浄化槽の日**です。浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がされないと、本来の機能を十分に発揮することができません。
合併処理浄化槽の保守点検・清掃・法定検査をしっかり行って、美しい自然を守っていきましょう。
◆保守点検は定期的な実施が義務づけられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託しましょう。
◆清掃は年1回以上の実施が義務づけられています。市長の許可を受けた業者に依頼しましょう。
◆法定検査は、浄化槽の機能を確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関（一般財団法人高知県環境検査センター ☎088・860・2400）の検査を受ける義務があります。

【問い合わせ先】
環境課
☎53・1063

事業所ごみは適正に処理しましょう

事業所から出るごみは、事業者自らが適正に処理を行うことが、廃棄物の処理および清掃に関する法律などで義務づけられています。事業所から出たごみを、家庭用のごみ集積所に出すことはできません。
『事業所』とは、規模や業種を問わずあらゆる事業活動を行っているところを言います。商店や飲食店、会社、工場、事務所などの営利を目的とするところだけでなく、非営利団体、病院や学校、社会福祉施設などの公共サービスなどを行っているところも含みます。
可燃ごみについては、業務用指定袋を使用して、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を委託できます（有料）。

【問い合わせ先】
環境課
☎53・1063

多子世帯の保育料の軽減

多子世帯の子育ての経済的負担を軽減することを目的に、保育園・認定こども園・幼稚園・届出認可外保育施設等へ通園する児童の保護者に対し、保育料を軽減する香美市多子世帯保育料軽減事業を実施しています。

【対象】
満18歳に満たない児童を3人以上扶養している世帯で、第3子以降の3歳未満（申請年度4月1日時点）の児童。

【軽減額】
保育園等は無料。届出認可外保育施設は月額5万円までです。ただし、子育てのための施設等利用給付を受給している場合は、月額5万円から当該給付額を差し引いた額までとなります。
※申請書は教育振興課幼保支援班で配布しています。

【問い合わせ・申込先】
教育振興課幼保支援班
☎53・1088

行政に関する特設相談所

10月16日〜22日の行政相談週間に合わせ、特設行政相談所で行政相談委員が相談を受けます。
※無料・秘密厳守

【日時】
10月18日（水）10時〜15時
【場所】バリューかがみの
【行政相談委員】
◆植村千里（土佐山田町）
◆岡﨑千佳（香北町）
◆九内一秀（物部町）
【問い合わせ先】高知行政監視行政相談センター
☎088・824・4100

9月広報P9の香美市体育大会の記事中、ペタンク大会の開催場所『山田高校グラウンド』は『物部グラウンド』、バドミントン大会の申込期限『10月25日(水)』は『10月10日(火)』の誤りでした。訂正してお詫び申し上げます。